

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	長島町

長島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 長島町農政課
所在地 鹿児島県出水郡長島町1875番地1
電話番号 0996(86)1136
FAX番号 0996(86)0950
メールアドレス nousei@town.nagashima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1、対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ドバト ヒヨドリ、カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	鹿児島県長島町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度) (単位：千円/ha)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹(不知火)	462千円 0.05ha
	飼料作物(ソルゴー)	179千円 0.32ha
	野菜(ブロッコリー)	27千円 0.01ha
	いも類(バレイショ等)	2,342千円 1.04ha
	小計	3,010千円 1.42ha
カラス	果樹(不知火等)	1,086千円 0.16ha
	小計	1,086千円 0.16ha
ヒヨドリ	果樹(不知火等)	256千円 0.03ha
	小計	256千円 0.03ha
	合計	4,352千円 1.61ha

※ シカ、タヌキ、サル、ドバトについては被害額なし。

※ 四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ</p> <p>町内全域で年間を通じて発生しており、バレイショ、サツマイモ等、ソルゴー等飼料作物の食害、田畑の掘り起こしによる被害が顕著である。2月から6月頃の春バレイショの時期が最も多く、また、ソルゴーは7月～11月頃に発生している。</p> <p>果樹(不知火、温州みかん)も町内全域で特に収穫時期の1月から2月にかけて被害が目立ち、夏期には土中のミミズ等を狙って根元を掘り起こす等の樹体被害も発生している。</p> <p>侵入防止柵や電気柵の整備事業や緊急捕獲事業を推進しているが、イノシシの個体数は増加していると考えられ、被害の軽減につながらない状況</p>

である。

②シカ

捕獲頭数は少ないが、家庭菜園等の食害や樹木被害の発生が確認されており、今後、冬場のブロッコリー等野菜への被害も懸念されている。

③サル

被害は軽微であり、これまで捕獲実績はなかったが、近年温州みかんや不知火等の柑橘類の食害の例があった。目撃情報が増加していることから、今後被害拡大の可能性はある。

④タヌキ

被害は軽微であるものの、不知火等の柑橘類を中心に、年間を通じて町内全域で食害が発生している。また、家畜の飼料の盗食や鶏の殺傷、牛の皮膚病等が危惧されている外、ビニールハウスのハウスバンドを破損するなどの被害も発生している。

⑤ドバト

被害は軽微であるものの、年間を通じて町内全域で家畜の飼料作物等の食害が発生している。また、家畜の伝染病を媒介する恐れがある。

⑥ヒヨドリ

冬季に飛来し、温州みかんや不知火等の柑橘類やばれいしょの若葉の食害が発生している。近年飛来数の増加がみられるが、被害の程度は隔年で変動する傾向がある。

⑦カラス

年間を通じて町内全域で被害があり、特に、11月から1月に露地栽培の不知火や温州みかん等の食害がある。

また、被害額は報告されていないが、原料用さつまいもの4月～5月の植付け時期に苗を引き抜く、養殖ブリや家畜の飼料の包装を破損する等の例も発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

(単位：千円/ha)

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	3,010千円 1.42ha	2,107千円 0.99ha
カラス	1,086千円 0.16ha	760千円 0.11ha
ヒヨドリ	256千円 0.03ha	179千円 0.02ha
合計	4,352千円 1.61ha	3,046千円 1.12ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>イノシシ等について、猟友会による法人捕獲と長島町有害鳥獣捕獲対策協議会による捕獲体制が構築されている。</p> <p>また、長島町鳥獣被害対策実施隊として狩猟免許取得者を含む 20 人以内の隊員を任命しており、被害実態の把握を行い、鳥獣捕獲への迅速な対応が可能となっている。</p> <p>さらに、国の交付金を活用して捕獲機材や捕獲アプリの導入も行い、体制強化を図っている。</p> <p>【県補助事業（国庫事業）実績】</p> <p>○R4 箱わな（大） 18基 くくりわな 1基</p> <p>○R5 捕獲アプリ 一式</p> <p>○R6 箱わな（大） 24基 ジビエ利用拡大アドバイザー委託 捕獲アプリ 一式</p>	<p>猟友会員の高齢化等により、捕獲従事者の確保及び育成、さらに、狩猟技術の向上が課題となっている。</p> <p>また、捕獲した鳥獣の処分について、現在は大半が埋設処理されているが、捕獲数も増加していくことから、今後の処理方法について検討が必要である。</p> <p>令和6年度においては、町内にジビエ処理加工施設を設置することについても、民間委託して研究を行った。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>イノシシについては、猟友会の追い払い活動や補助事業等を活用したワイヤーメッシュ柵等の整備により、侵入防止対策を行っている。</p> <p>【県補助事業（国庫事業）実績】</p> <p>ワイヤーメッシュ柵</p> <p>○R4 2地区 総延長 3,120m</p> <p>○R5</p>	<p>イノシシについては、水田・畑地において国庫補助事業等による侵入防止柵の設置を進めてきたが、個体数が増加傾向にあると考えられ、これまで被害の発生がなかった周辺の小規模農地への被害が発生している。</p> <p>また近年、長島本島において、シカによる家庭菜園等の食害や樹木の被害も発生していることから、シカにも対応できるワイヤ</p>

	<p>2地区 総延長 9,398m 【町単独事業】 電気柵 ○R4 12団体 計 2,875m×2段 ○R5 15団体 計 3,250m×2段 ○R6 27団体 計 5,875m×2段</p>	<p>一メッシュ柵を設置する必要がある。 なお、ワイヤーメッシュ柵の設置区域内においても、イノシシの侵入が見られる例があるため、地域における柵の管理も課題である。 町においては、電気柵の購入補助を行っているが、農家からの要望が急増しているところである。 山沿いの休遊農地からの侵入が多いことから、今後も遊休農地の解消や農作物残さの適正処理の徹底等、鳥獣を寄せ付けない対策など集落住民への啓発活動が必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>町の鳥獣捕獲対策実施隊員により、鳥獣の生息域や習性について、常時情報収集を行っており、住民や猟友会員との被害情報や目撃情報等のすり合わせを行っている。 また、集落住民に対しても町の防災無線等により、放任果樹の除去等呼びかけ、鳥獣を寄せ付けないように取り組んでいる。 なお、県鳥獣被害対策アドバイザーを招いて、農家等を対象に鳥獣被害対策研修会を開催した。R5.11月</p>	<p>被害防止対策に対する農家や住民の意識が、行政や猟友会頼みになっている場合もあり、集落住民が中心となった自主的な話し合い活動が少ないことが課題である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

毎年度各種事業を行い、被害防止対策を行っているものの、農作物被害は増加傾向にあるため、引き続き集落単位でのワイヤーメッシュ柵による侵入防止対策、捕獲檻の増設による捕獲対策の強化を行う。

また同時に、農家へ被害防止効果の高い電気柵の購入に係る補助等の支援を行う。

更に、鳥獣の潜み場所を減らすための遊休農地の管理に関する対策から、捕獲鳥獣の処理方法に至るまで、総合的な鳥獣被害対策を推進する。

特に住民に対しては、鳥獣被害対策に関する正しい知識や手法等を学ぶ研修会(地域懇談会, 現地研修会, 講演会等)を開催し、集落が主体となった効果的な被害防止対策の普及、啓発をすることにより、野生鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けて体制整備を図っていく。

捕獲従事者に対しては、人材の確保に向けて、狩猟免許取得に係る経費や法人捕獲を担う猟友会に対する活動費の助成等を通じて支援を行っていく。

(具体的取組)

- ① 年次的な侵入防止柵、捕獲檻の整備
- ② 農地を荒廃させないための意識啓発
- ③ 集落住民が主体となった鳥獣被害防止対策を行う環境づくり
- ④ 捕獲従事者の確保、育成に向けた財政支援
- ⑤ ICT 機器や GIS を活用した捕獲情報管理の実施
- ⑥ 関係機関と連携した有害鳥獣の生息状況や生態調査等の実施
- ⑦ 捕獲個体の処理方法の検討

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3、対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

毎年度鳥獣被害対策実施隊として、狩猟免許取得者を含む行政職員を合計20人以内で任命又は指名し、有害鳥獣の捕獲と情報収集にあたる。

また、猟友会員約50人に法人捕獲による指示を行う。

鳥獣被害対策実施隊のうち専任の隊員である鳥獣捕獲員は、常勤でわなの設置、見回り、捕獲の他、止め刺しの補助等猟友会の活動の補助を行い、その他の隊員は主に鳥獣被害の実態調査や現地確認等を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル	① 箱わな等の捕獲機材の整備を推進するとともに、既存の大型捕獲柵については維持、補修により活用を継続する。 ② 捕獲従事者の人材確保のため、新規狩猟免許取得者に対する助成等必要な支援を継続する。 ③ 住民に対し、集落ぐるみでの被害防止について、意識啓発のための周知に取り組む。
令和9年度	タヌキ ドバト ヒヨドリ	
令和10年度	カラス	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ イノシシの被害は、山沿いを中心にばれいしょ・原料用さつまいもの食害及び掘り起こしの被害が発生している。 近年の捕獲実績は、R4：1,003頭、R5：751頭、R6：894頭であり、捕獲従事者へは、銃器13人、わな54人に対し法人捕獲による捕獲指示を行っている。 捕獲計画数は、過去の捕獲実績等を勘案し、年間1,200頭に設定する。
② シカ シカの被害は、家庭菜園及び樹木が中心であるが、今後、冬季の野菜等への被害が懸念されている。 近年の捕獲実績は、R4：3頭、R5：2頭、R6：6頭である。 捕獲計画は年間50頭に設定し、被害の軽減に努める。
③ サル 実数は把握していないが、柑橘類の被害があり、近年住宅近くでの目撃

情報が増加していることから、一定程度の生息数があると考えられるため、捕獲計画数は年間 20 頭に設定する。

④ タヌキ

主に不知火等柑橘の食害のほか、ハウスパンドの損傷、家畜舎における家畜や飼料の被害も発生している。

近年の捕獲実績は、R 4 : 45 頭、R 5 : 48 頭、R 6 : 114 頭であり、捕獲計画数は年間 200 頭とする。

⑤ ドバト

主に家畜の飼料作物の食害が発生しているが、少量である。

過去 3 年間に於いて捕獲実績はないが、家畜伝染病予防のための追い払いとともに、主に家畜舎周辺の捕獲について体制を整える必要がある。

捕獲計画数は、年間 300 羽に設定し、被害の軽減に努める。

⑥ ヒヨドリ

柑橘類や野菜等の食害が発生しており、隔年で飛来数が増減する傾向がある。

過去 3 年間に於いて捕獲実績はないが、飛来数が多い場合にも対応できるよう、年間 1,000 羽に設定する。

⑦ カラス

柑橘類や家畜用飼料及びブリ等養殖飼料の食害が発生しており、深刻な状況であるが、追い払い用の銃声に慣れるなど、有効な防除法がないのが現状である。

近年の捕獲実績は、R 4 : 11 羽、R 5 : 6 羽、R 6 : 34 羽であり、捕獲計画数は年間 1,000 羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ	1,200 頭	1,200 頭	1,200 頭
シカ	50 頭	50 頭	50 頭
サル	20 頭	20 頭	20 頭
タヌキ	200 頭	200 頭	200 頭
ドバト	300 羽	300 羽	300 羽
ヒヨドリ	1,000 羽	1,000 羽	1,000 羽
カラス	1,000 羽	1,000 羽	1,000 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
町内全域を対象に、年間を通じて、銃器・箱わな等を用いて捕獲を行う。 特にイノシシについては、被害の発生時期を見据えて重点的に対処する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4、防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【県補助事業（国庫事業）】 イノシシ シカ、サル	ワイヤーメッシュ柵 7,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m
【町単独事業】			

イノシシ	電気柵 10,000m×2段	電気柵 10,000m×2段	電気柵 10,000m×2段
------	-------------------	-------------------	-------------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ サル	当該地区に住民で構成する鳥獣被害防止対策組合を設置することにより、集落住民が中心となって、周辺の除草を行うとともに、柵の維持補修に努める。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5、生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル	鳥獣を寄せ付けない環境を整えるために、機会をとらえて遊休地の管理、エサとなる放任果樹の処分等の必要性について周知を行うとともに、総合的な対策について発信していく。
令和9年度	タヌキ ドバト	
令和10年度	ヒヨドリ カラス	

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6、対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

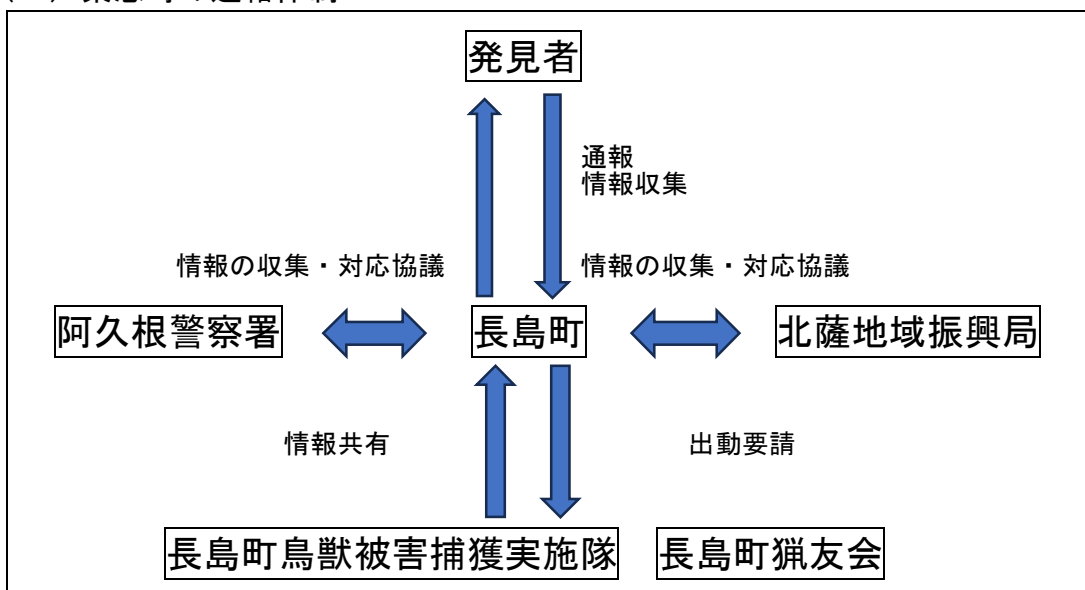
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長島町 (農政課、耕地林務課)	事態の情報収集、関係機関との連絡調整、住民への周知
鹿児島県北薩地域振興局	関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
阿久根警察署	住民の安全の確保対策
長島町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣捕獲及び捕獲のサポート

長島町猟友会 (東支部・長島支部)	被害情報の提供、有害鳥獣捕獲指示書に基づく捕獲
----------------------	-------------------------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7、捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲従事者により、埋設処理を行い、一方でジビエ等の有効活用について検討する。
--

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8、捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲されたイノシシ等については、一部捕獲従事者により食肉として自家消費されているものがあるが、ほぼ埋設処分されている。
ペットフード	利用計画なし

皮革	一部利用の例があるが、特に計画はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用計画なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の開設を目指す者に対して、関連情報の提供を行う。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工に関する研修会の案内等、情報提供を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9、被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	長島町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
長島町 (農政課、耕地林務課)	事務局の運営、連絡調整 被害防止対策の立案
長島町農業委員会	被害防止対策の啓発活動
鹿児島県北薩地域振興局	被害防止対策の指導助言、情報提供
阿久根警察署	被害防止対策における安全指導、事故防止に係る情報提供
長島町鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害の調査、有害鳥獣の捕獲
長島町猟友会 (東支部・長島支部)	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲
鹿児島いずみ農業協同組合	有害鳥獣に関する情報提供、営農指導、被害防止技術の提案
東町漁業協同組合	有害鳥獣に関する情報提供
北薩森林組合	
長島町自治公民館連絡協議会	地域における鳥獣被害に関する情報収集、行政との連絡調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	被害防止対策及び被害防止技術に関する情報提供、その他必要な支援

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成 24 年 4 月 1 日 構成：町職員 12 人（うち狩猟免許保持者 8 人） 活動内容：捕獲活動、追い払い活動、柵やわなの設置、被害調査等 技術指導、広報啓発
--

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

国の補助事業等を活用して施設整備を継続するとともに、関係機関との連携により年間を通じて農作物被害状況の把握を行い、今後も町農政課において必要な対策について企画立案していく。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10、その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との情報共有を行い、被害防止施策について充実を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 22 年度（1 期）	平成 23 年 3 月 31 日
平成 25 年度（2 期）	平成 26 年 3 月 31 日
平成 28 年度（3 期）	平成 29 年 3 月 31 日
令和元年度（4 期）	令和 2 年 3 月 31 日
令和 4 年度（5 期）	令和 5 年 3 月 31 日
令和 7 年度（6 期）	令和 8 年 3 月 31 日